

黒石市教育委員会訓令第 2 号

教育長の権限に属する事務の一部を公民館長に委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

教育長の権限に属する事務の一部を公民館長に委任する規程の一部を改正する
訓令

教育長の権限に属する事務の一部を公民館長に委任する規程（昭和 6 3 年黒石市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 6 条第 2 項」を「第 2 5 条第 4 項」に改める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。